

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年 8月24日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	田原賢二
委員	2番	細川幹生
	4番	嶋田治仁
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(2名)

1番	佐野多希子
3番	上野安男

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般の報告	
第4	報告第14号	農地所有適格法人の要件確認結果について
第5	報告第15号	農地法第5条の規定による届出について
第6	議案第30号	使用貸借の合意による解約について
第7	議案第31号	賃貸借の合意による解約について
第8	議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
第9	議案第33号	農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	小泉政敏
次長	迫田久
行政専門員	横山智

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和2年第8回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。第8回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、また暑いなか出席下さいましてありがとうございます。8月に入りまして、非常に気温・気候に恵まれて、麦の収穫も順調に終了したのではないかと思います。またJAの話によりますと、秋蒔きでは平均乾麦で10.5俵、また春蒔きも、8俵を超えたと聞いております。麦にとっては非常に良い年になったのではないかと思います。今後更に製品歩留まりに期待したいと思います。またこれから、玉ねぎ・芋等の収穫が始まりますけれども、全国的に暑い夏ということで、津別でも明日から30度が4日位続くと言われております。皆さん、熱中症等充分注意して作業を進めてもらいたいと思います。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしく願います。

議長： ただいまの出席委員は、9名です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に7番 迫田委員、8番 近藤委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長： 日程第4 報告第14号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：次長

議長：事務局次長

事務局： それでは、報告第14号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。農業生産法人要件確認一覧をご覧ください。今回の届出は2件で、(有)ほそかわ農場・(株)今井牧場です。形態・事業・構成員・事務執行役員要件、それぞれ要件を満たしている事を確認いたしました。以上です。

議長： 報告終わりました。報告第14号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第14号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第5 報告第15号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

番号8

貸主 最上●●番地 ●●

借主 旭川市●●

●●

申請地 所在 最上●●番 公簿 畑 現況 畑

面積 865㎡の内49 契約種類 賃貸借 農振区分 農業振興区域

転用目的 支持物(鉄柱)建替工事のため。

申請理由 近年の農機具大型化に伴う電力線との安全距離確保ならびに公衆安全対策を図るため。

番号9

貸主 最上●●番地 ●●

借主 旭川市●●

●●

申請地 所在 最上61番1 公簿 畑 現況 畑

面積 69,965㎡の内49 契約種類 賃貸借 農振区分 農業振興区域

転用目的 支持物（鉄柱）建替工事のため。

申請理由 近年の農機具大型化に伴う電力線との安全距離確保ならびに公衆
安全対策を図るため。

番号10

貸主 活汲●●番地 ●●

借主 旭川市●●

●●

申請地 所在 活汲●●番 外合計3筆 公簿 原野 現況 原野

合計面積 97,99㎡ 契約種類 賃貸借 農振区分 農業振興区域

転用目的 支持物（鉄柱）建替工事のため。

申請理由 近年の農機具大型化に伴う電力線との安全距離確保ならびに公衆
安全対策を図るため。

位置図につきましては、次のページに添付しております。以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第15号について、ご意見ご質問ありましたらお願い
いたします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第15号については、報告のとおりご了承
願います。

議 長： 続きまして日程第6 議案第30号「使用貸借の合意による解約について」
を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第30号「使用貸借の合意による解約について」を説明します。議案に
沿って説明させていただきます。

番号9

貸主 双葉●●番地 ●●

借主 双葉●●番地 ●●

土地の所在 双葉●●番 外合計16筆 地目 畑

合計面積 152,759㎡ 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 令和2年 1月 1日 終期 令和11年12月31日

全契約地 152,759㎡

合意解約が成立した日 令和 2年 8月 7日

番号10

貸主 最上●●番地 ●●

借主 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 外合計5筆 地目 畑

合計面積 76,204㎡ 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 平成29年 1月 1日 終期 平成38年12月31日

全契約地 76,204㎡

合意解約が成立した日 令和 2年 8月 13日

番号11

貸主 東岡●●番地 ●●

借主 東岡●●番地 ●●

土地の所在 東岡●●番 外合計27筆 地目 畑

合計面積 397,806.49㎡ 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 平成27年12月 1日 終期 平成37年11月30日

全契約地 397,806.49㎡

合意解約が成立した日 令和 2年 8月 13日

番号12

貸主 東岡●●番地 ●●

借主 東岡●●番地 ●●

土地の所在 東岡●●1 外合計8筆 地目 畑

合計面積 129,773㎡ 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 平成29年 1月31日 終期 平成39年 1月31日

全契約地 129,773㎡

合意解約が成立した日 令和 2年 8月 13日

位置図につきましては、次ページ以降に添付しておりますのでご確認ください。
以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第30号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。

これより議案第30号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第7 議案第31号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第31号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。

番号13

賃貸人 双葉●●番地 ●●

賃借人 双葉●●番地 ●●

土地の所在 双葉●●番 外合計11筆 地目 畑

合計面積 72,610㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年 1月29日 終期 令和6年11月30日

全契約地 72,610㎡

合意解約が成立した日 令和2年 8月13日

番号14

賃貸人 豊永●●番地 ●●

賃借人 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 外合計11筆 地目 畑

合計面積 37,357㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 平成29年12月 1日 終期 平成34年11月30日

全契約地 37,357㎡

合意解約が成立した日 令和 2年 8月 13日

番号15

賃貸人 旭町●●番地 ●●

賃借人 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 外合計6筆 地目 畑

合計面積 24,294㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 平成26年 3月24日 終期 平成36年11月30日

全契約地 24,294㎡

合意解約が成立した日 令和 2年 8月 13日

番号16

賃貸人 幸町●●番地 ●●

賃借人 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 1筆 地目 牧場

面積 1,150,736㎡の内54,000㎡ 種類 賃貸借

内容 普通畑

始期 令和 1年10月 1日 終期 令和11年 3月31日

全契約地 54,000㎡

合意解約が成立した日 令和 2年 8月 13日

番号17

賃貸人 幸町●●番地 ●●

賃借人 東岡●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 1筆 地目 牧場

面積 1,150,736㎡の内54,000㎡ 種類 賃貸借

内容 普通畑

始期 令和 1年10月 1日 終期 令和11年 3月31日

全契約地 54,000㎡

合意解約が成立した日 令和 2年 8月 13日

番号18

賃貸人 幸町●●番地 ●●

賃借人 東岡●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 1筆 地目 牧場

面積 1,150,736㎡の内54,000㎡ 種類 賃貸借

内容 普通畑

始期 令和 1年10月 1日 終期 令和11年 3月31日

全契約地 54,000㎡
合意解約が成立した日 令和2年8月13日

番号19

賃貸人 北見市●●番地 ●●
賃借人 東岡●●番地 ●●
土地の所在 東岡●●番 合計外2筆 地目 畑
合計面積 49,990㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 平成29年1月1日 終期 平成33年11月30日
全契約地 49,990㎡
合意解約が成立した日 令和2年8月13日

番号20

賃貸人 北見市●●番地 ●●
賃借人 東岡●●番地 ●●
土地の所在 東岡●●番 外合計3筆 地目 畑
面積 24,471㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和1年12月1日 終期 令和6年11月30日
全契約地 24,471㎡
合意解約が成立した日 令和2年8月13日

番号21

賃貸人 共和●●番地 ●●
賃借人 東岡●●番地 ●●
土地の所在 東岡●●番 外合計3筆 地目 畑
面積 79,138㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 平成27年12月1日 終期 令和2年11月30日
全契約地 79,138㎡
合意解約が成立した日 令和2年8月13日

位置図につきましては、次ページ以降に添付しておりますのでご確認下さい。
以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第31号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。

これより議案第31号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第8 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

使用貸借

番号13

貸主 双葉●●番地 ●●

借主 双葉●●番地 ●●

土地の所在 双葉●●番 外合計16筆 地目 記載の通りです。

合計面積 152,759㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 使用貸借

始期 許可後 終期 令和11年12月31日

設定後事業面積 273,463㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大

貸貸借

番号14

貸主 豊永●●番地 ●● 借主 豊永●●地 ●●

土地の所在 高台●●番 外合計2筆 地目 記載の通りです。

合計面積 69,708㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 貸貸借

始期 令和2年 9月 1日 終期 令和 5年11月30日

借賃 ●●円 設定後事業面積 297,322㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円 です。

番号15

貸主 双葉●●番地 ●●

借主 双葉●●番地 ●●

土地の所在 双葉●●番 外合計8筆 地目 記載の通りです。

合計面積 48,094㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借

始期 許可後 終期 令和5年 7月31日 借賃 ●●円

設定後事業面積 273,463㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号16

貸主 双葉●●番地 ●●

借主 双葉●●番地 ●●

土地の所在 双葉●●番 外合計11筆 地目 記載の通りです。

合計面積 72,610㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借

始期 許可後 終期 令和 6年11月30日 借賃 ●●円

設定後事業面積 273,463㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号17

貸主 最上●●番地 ●●

借主 最上●●地8 ●●

土地の所在 岩富●●番 外合計35筆 地目 記載の通りです。

合計面積 396,437㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借

始期 許可後 終期 令和12年11月30日 借賃 ●●円

設定後事業面積 1,673,871㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号18

貸主 豊永●●番地 ●●

借主 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 外合計12筆 地目 記載の通りです。

合計面積 37,357㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借

始期 許可後 終期 令和 4年11月30日 借賃 ●●円

設定後事業面積 1,673,871㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大

10a当り ●●円です。

番号19

貸主 最上●●番地 ●●

借主 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 外合計5筆 地目 記載の通りです。

合計面積 76,204㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借

始期 許可後 終期 令和8年12月31日 借賃 ●●円

設定後事業面積 1,673,871㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号20

貸主 旭町●●番地 ●●

借主 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 外合計6筆 地目 記載の通りです。

合計面積 24,294㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借

始期 許可後 終期 令和6年11月30日 借賃 ●●円

設定後事業面積 1,673,871㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号21

貸主 幸町●●番地 ●●

借主 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 地目 記載の通りです。

合計面積 1,150,736㎡の内162,000㎡

利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借

始期 許可後 終期 令和11年3月31日 借賃 ●●円

設定後事業面積 1,673,871㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号22

貸主 東岡●●番地 ●●

借主 最上●●番地 ●●

土地の所在 美都●●番 外合計5筆 記載の通りです。

合計面積 60,794㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借

始期 許可後 終期 令和12年11月30日 借賃 ●●円
設定後事業面積 1,673,871㎡
申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号23

貸主 東岡●●番地 ●●
借主 最上●●番地 ●●
土地の所在 美都●●番 地目 公募・現況 畑
合計面積 20,407㎡の内19,992㎡
利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借
始期 許可後 終期 令和7年11月30日 借賃 ●●円
設定後事業面積 1,673,871㎡
申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号24

貸主 東岡●●番地 ●●
借主 最上●●番地 ●●
土地の所在 東岡●●番 外合計4筆 地目 記載の通りです。
合計面積 68,469㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借
始期 許可後 終期 令和12年11月30日 借賃 ●●円
設定後事業面積 1,673,871㎡
申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円です。

番号25

貸主 共和●●番地 ●●
借主 最上●●番地 ●●
土地の所在 東岡●●番 外合計3筆 地目 記載の通りです。
合計面積 79,138㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃貸借
始期 許可後 終期 令和7年11月30日 借賃 ●●
設定後事業面積 1,673,871㎡
申請理由 貸主 農地の有効利用のため 借主 農業経営規模の拡大
10a当り ●●円

次のページに農地法第3条の調査書を添付しています。全件第2項第1号から第7号まで該当しない事を確認しております。農地所有適格法人以外の法

人等の賃借の場合にも該当しておりません。
位置図につきましては、次のページ以降となっております。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。議案第32号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第32号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第9 議案第33号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第33号「農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。
議案に基づいて説明いたします。

番号20

利用権の設定をする者 北見市●●番地

●●

利用権の設定を受ける者 札幌市●●番地

●●

所在 東岡●●番 外合計2筆 地目 畑

合計面積 27,036㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑

設定する利用権

始期 令和2年8月25日 終期 令和12年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

番号21

利用権の設定をする者 東岡●●番地
●●

利用権の設定を受ける者 札幌市●●番地
●●

所在 東岡●●番 外合計10筆 地目 畑
合計面積 97,283㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
設定する利用権

始期 令和2年8月25日 終期 令和12年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a当り ●●円になります。

番号22

利用権の設定をする者 東岡●●番地
●●

利用権の設定を受ける者 札幌市●●番地
●●

所在 東岡●●番 外合計25筆 地目 畑
合計面積 332,222㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
設定する利用権

始期 令和2年8月25日 終期 令和12年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a当り ●●円になります。

番号23

利用権の設定をする者 東岡●●番地
●●

利用権の設定を受ける者 札幌市●●番地
●●

所在 東岡●●番 外合計7筆 地目 畑
合計面積 109,482㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
設定する利用権

始期 令和2年8月25日 終期 令和12年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a当り ●●円になります。

番号24

利用権の設定をする者 東岡●●番地
●●

利用権の設定を受ける者 札幌市●●番地
●●

所在 東岡●●番 外合計5筆 地目 畑
合計面積 158,692㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
設定する利用権

始期 令和2年8月25日 終期 令和12年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a当り ●●円になります。

番号25

利用権の設定をする者 北見市●●番地
●●

利用権の設定を受ける者 札幌市●●番地
●●

所在 東岡●●番 外合計3筆 地目 畑
合計面積 24,471㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
設定する利用権

始期 令和2年8月25日 終期 令和12年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a当り ●●円になります。

番号26

利用権の設定をする者 札幌市●●番地
●●

利用権の設定を受ける者 最上●●番地
●●

所在 東岡●●番 外合計52筆 地目 畑
合計面積 749,186㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
設定する利用権

始期 令和2年8月25日 終期 令和12年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a当り ●●円になります。

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。議案第 33 号について質疑を求めます。

石橋委員： 9 番

議 長： 9 番 石橋委員

石橋委員： 先ほどの 3 条とも絡んでいると思いますが、ながれを教えてください。

事 務 局： 今回新たに設立された法人と、今まで賃借されていた方々のながれです。
法人に参加されている方は、東岡・●●、東岡・●●、最上・●●
の 3 件です。これらの方々が借りていた畑を合意解約したのち、利用集積で
公社が賃貸借し、その他対象にならない土地は 3 条になっています。

石橋委員： 利用集積にならなかった理由は。

事 務 局： 公社の事業を活用するため東岡地区になっています。その他の農地・東岡地
区でありながら事業にのらないのは、建物がある等のため、対象となっていま
せん。以上です。

議 長： 石橋委員よろしいでしょうか。

石橋委員： はい。

議 長： 他にご質問等ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第 33 号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第 33 号は原案のとおり可決することに決定いた
します。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 14時 23分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年 月 日

議長

令和2年 月 日

署名委員

令和2年 月 日

署名委員

